

医学会会則

(昭和 56 年 11 月 14 日)

改正 平成 元年 11 月 20 日

平成 3 年 2 月 28 日

平成 14 年 12 月 14 日

平成 22 年 4 月 1 日

平成 28 年 3 月 14 日

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は、聖マリアンナ医科大学医学会 (英文名 St. Marianna University Society of Medical Science) と称する。
- 第 2 条 本会は、事務所を聖マリアンナ医科大学 (以下「大学」という。) 内に置く。
- 第 3 条 本会は、医学の進歩発展に寄与し、併せて会員相互の知識の交流を図ることを目的とする。
- 第 4 条 本会は、次の事業を行う。
- (1) 学術集会等の開催
 - (2) 機関誌の刊行
 - (3) その他前条の目的を達成するための事業

第 2 章 会 員

- 第 5 条 本会は、次の会員をもって構成されるものとする。
- 正 会 員：大学の教員，初期臨床研修医，大学院学生，研究生，同窓会員及びこれらに準ずる者
- 名誉会員：評議員会において推薦された者
- 賛助会員：本会の目的に賛同し，入会を申し込み，評議員会で承認された個人又は団体
- 2 会員に準ずるものについて，別に定める。
- 第 6 条 正会員，賛助会員は，入会金及び会費を納入しなければならない。
- 第 7 条 会員は，その研究業績を本会の主催する学術集会及び機関誌に発表できる。
- 第 8 条 会員が転居又は退会するときは，その旨申し出るものとする。なお会費未納の場合は，会員の資格を失う。

第 3 章 役 員

- 第 9 条 本会に次の役員を置く。
- 会 長：1 名 監 事：2 名
- 副会長：2 名 運営委員会委員：若干名
- 評議員：若干名
- 第 10 条 会長は，大学学長とし，本会を代表して会務を総理する。
- 第 11 条 副会長は，運営委員会の委員長及び副委員長とし，会長を補佐し，会長に事故のあるときは会長任務を代行する。
- 第 12 条 評議員は，大学の教授及び会長の推薦する者とし，総会の承認を受ける。
- 2 評議員は，会員を代表し，評議員会を組織する。
- 第 13 条 監事は会長が委嘱し，会務及び会計を監査する。
- 第 14 条 運営委員会委員は，会長が評議員のうちからこれを委嘱する。
- 2 運営委員会委員は，第 1 項に定めるもののほか，必要に応じ運営委員会の推薦により会長が

これを委嘱する。

- 3 運営委員会委員は、運営委員会を組織する。

第15条 削除

第16条 役員の任期は3年とする。ただし再任を妨げない。

第4章 会議及び委員会

第17条 本会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 評議員会
- (3) 運営委員会

第18条 運営委員会には、次の委員会を置く。

- (1) 学術集会委員会
- (2) 雑誌編集委員会
- (3) 総務・会計委員会

第19条 総会は、通常年1回会長が招集してその議長となる。ただし、必要に応じ臨時に招集することができる。

- 2 総会においては、事業、決算、予算及び本会の重要事項等を報告する。

第20条 評議員会は、必要の都度会長が招集してその議長となる。

- 2 評議員会は、本会の重要事項を審査する。

第21条 運営委員会は委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

- 2 運営委員会は、必要の都度委員長が招集してその議長となる。

- 3 運営委員会は、会務の執行に関し、次の事項を審議する。

- (1) 総会及び評議員会で審議すべき事項
- (2) 本会の事業遂行に必要と認められる事項
- (3) その他緊急を要する事項

第22条 削除

第23条 各会議の議事は、出席者の過半数を持ってこれを決する。ただし、可否同数のときは議長がこれを決する。

第5章 学術集会及び機関誌

第24条 学術集会は、年1回以上開催する。

第25条 本会発行の機関誌は「聖マリアンナ医科大学雑誌(英文名 The St. Marianna Medical Journal)」及び「Journal of St. Marianna University)」とする。

- 2 機関誌は、原則としてそれぞれ年4回及び2回電子版として刊行する。
- 3 機関誌の編集に関しては、別に定める。

第6章 会計

第26条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第27条 本会の経費は入会金、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

- 2 会費の額は別に定めるものとし、毎年前納する。なお、退会者の既納会費は返却しない。
- 3 入会金は、正会員、賛助会員それぞれ1,000円とする。

第7章 会則の変更等

第28条 本会会則の変更は、評議員会の議を経て、総会の承認を必要とする。

第29条 本会会則の明示されない事項については、評議員会の議を経て会長が定めることができる。

附 則

この会則は、昭和 56 年 11 月 14 日から施行し、昭和 56 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

この会則の改正は、平成元年 11 月 20 日から施行する。

附 則

この会則の改正は、平成 3 年 2 月 28 日から施行し、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この会則の改正は、平成 14 年 12 月 14 日から施行する。

附 則

この会則の改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則の改正は、平成 28 年 3 月 14 日から施行する。

医学会細則

(昭和 56 年 11 月 14 日)

改正 平成 2 年 12 月 25 日

平成 7 年 12 月 2 日

平成 13 年 4 月 1 日

平成 14 年 12 月 14 日

平成 26 年 6 月 18 日

平成 28 年 3 月 14 日

1. 会則第 5 条第 2 項に規定する、会員に準ずるもの（以下「準会員」という。）について、次のとおり定める。
 - (1) 準会員は、大学及び附属施設の職員、看護専門学校教職員、医学部学生、看護専門学校生、研究員、他大学の教員及びその他これらに準ずるもので、準会員となることを希望し、運営委員会の承認を得たものとする。
 - (2) 準会員は、機関誌及び本会の主催する学術集会に研究業績を発表できる。
ただし、正会員である共著者及び共同演者がいなければならない。
 - (3) 準会員は、準会員会費 2,000 円を納入しなければならない。ただし、医学部学生及び看護専門学生は免除とする。
 - (4) 準会員の入会金は無料とする。
2. 会則 27 条第 2 項に規定する会費を次のとおり定める。
 - (1) 正会員：年間 5,000 円
 - (2) 賛助会員：年間 1 口 10,000 円
3. 本会に入会を申し込む場合、又は準会員になることを希望する場合は、教授等の推薦を得るものとする。
4. 会則第 18 条第 1 項第 2 号に規定する、雑誌編集委員会に雑誌編集顧問を置くことができる。
5. 医学会に「最優秀論文賞」を設け、その選考を行うために選考委員会を置く。
6. 医学会に「海外留学奨学金制度」を設け、その選考を行うために選考委員会を置く。
7. 医学会学術集会に「ベストプレゼンター賞」を設け、その選考は、学術集会に出席された学術集会委員及び教員が行う。

附 則

この細則は、昭和 56 年 11 月 14 日から施行し、昭和 56 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

この細則の改正は、平成 2 年 12 月 25 日から施行し、平成 2 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

この細則の改正は、平成 7 年 12 月 2 日から施行し、平成 7 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

この細則の改正は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則の改正は、平成 14 年 12 月 14 日から施行する。

附 則

この細則の改正は、平成 26 年 6 月 18 日から施行する。

附 則

この細則の改正は、平成 28 年 3 月 14 日から施行する。